

平成 21 年度

重 点 要 請 項 目

平成21年度 重 点 要 請 項 目 に つ い て

川崎市では、平成20年3月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画において、地球温暖化対策など先駆的・先導的な取組をはじめ、人口急増への対応や、少子高齢社会を見据えた施策の充実、安全・安心な地域社会づくりなど、社会経済状況の変化等に的確に対応した取組、さらに、市民、事業者の方々と協働で進めていく区の個性・魅力が輝くまちづくりの取組などを進めることとしています。

しかしながら、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする地方分権改革が是非とも必要です。

また、地方分権改革は、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く国のかたちを変える重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、第二期地方分権改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、さらに、生活保護制度の改革などについて重点的に要請します。

また、本市のまちづくりを進めるに当たっては、国の適切な財政措置が必要となります。このうち特に重要な都市拠点機能整備事業や臨海部再編整備の推進などに係る財政措置についても重点的に要請します。

地方税財源の充実確保について

地方分権改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。

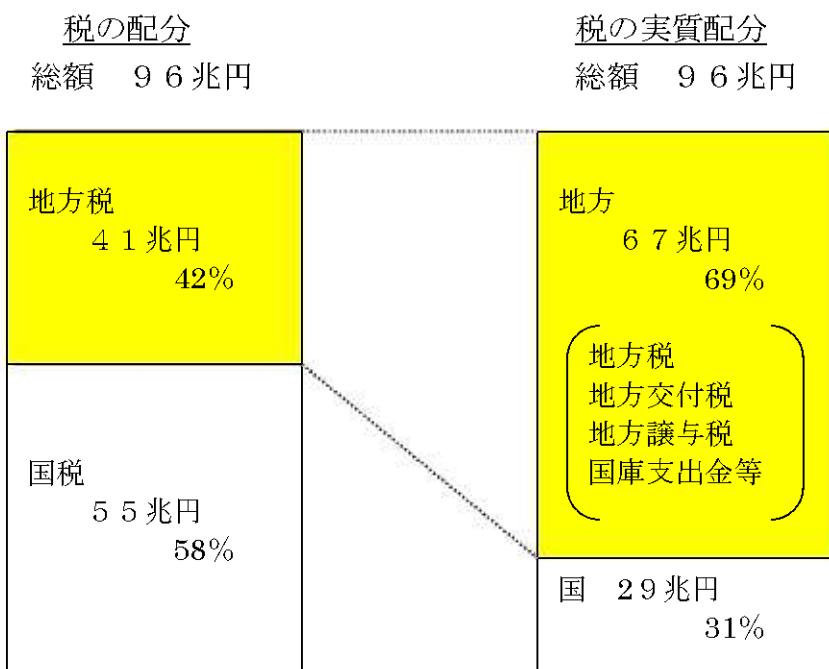
地方分権改革推進委員会からは、この5月に第一次勧告が出されたのを皮切りに、今後順次政府に対して勧告が出されていくこととなり、「新地方分権一括法」制定に向け大きく動いていきます。

川崎市におきましても、依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、「新実行計画」や「新・行財政改革プラン」を策定し、「元気都市かわさき」の実現とともに、一層の行財政改革に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会を目指しておりますので、地方分権改革を推進し、地方税財源の充実確保をされるよう、次の事項について要請いたします。

- 1 地方の意見を尊重し、「地方が主役の国づくり」に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」は3：7と逆転している実態を踏まえ、消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、地方税中心の歳入構造とすること。当面は「税の配分」が5：5となるよう、その具体的な工程を明示したうえで早期実現を図ること。また、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。なお、「税の配分」の是正は地方の自主性を高める地方分権の推進の中で進められるべきものであること。

- 3 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残るため、廃止し税源移譲を行うこと。
- 4 歳出・歳入一体改革等において、各分野の歳出改革を実行するにあたっては、国庫補助負担金の一方的な削減等、単に国から地方への負担転嫁を行わないこと。

国・地方における租税の配分状況（平成20年度）



(注) 国の当初予算、地方財政計画による数値である。

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものですが、指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生じています。また、指定都市では事務配分の特例により道府県に代わって事務を行っているにもかかわらず、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

さらに、地方分権改革推進委員会の第一次勧告では、道府県から市町村へ移譲すべき事務事業が示されましたが、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。

また、指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えていますので、次の事項について要請いたします。

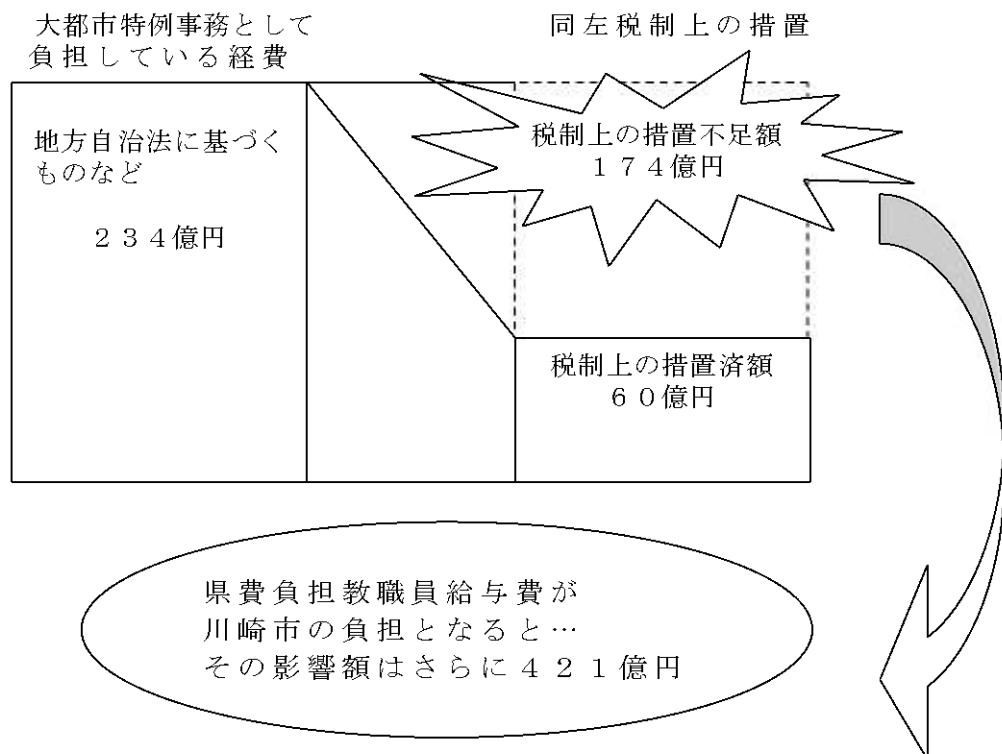
- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。

3 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して所要全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえて、学級編制基準や教職員定数の設定権等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要全額について税源移譲を行うこと。

4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

[大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]



この要請文の担当課／財政局財政部資金課
／教育委員会事務局勤労課

TEL 044-200-2434
TEL 044-200-2721

生活保護制度の抜本的改革について

生活保護制度は、生活保護法第1条の規定により、憲法第25条の理念に基づき、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、国の責任において全国一律に実施する制度であります。したがいまして、本来的には国がその費用の全額を負担すべきものです。

国庫負担率の引下げは、地方の裁量権の拡大を伴わず、多大な財政負担を地方に転嫁するだけであり、今後の歳出・歳入一体改革の中で引下げが実施されれば、地方自治体の財政を強く圧迫し、市民生活に必要な諸施策の構築が困難となります。

また、制度の制定から半世紀以上を経過し、そのため社会経済構造の大きな変化に充分対応できなくなっているなど、制度疲労を起こしており、全国市長会をはじめ地方から、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本的改革への取り組みについて提案をしてまいりました。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

制度疲労を起こしている生活保護制度を時代に即したものとするため、抜本的な改革に取り組むこと。

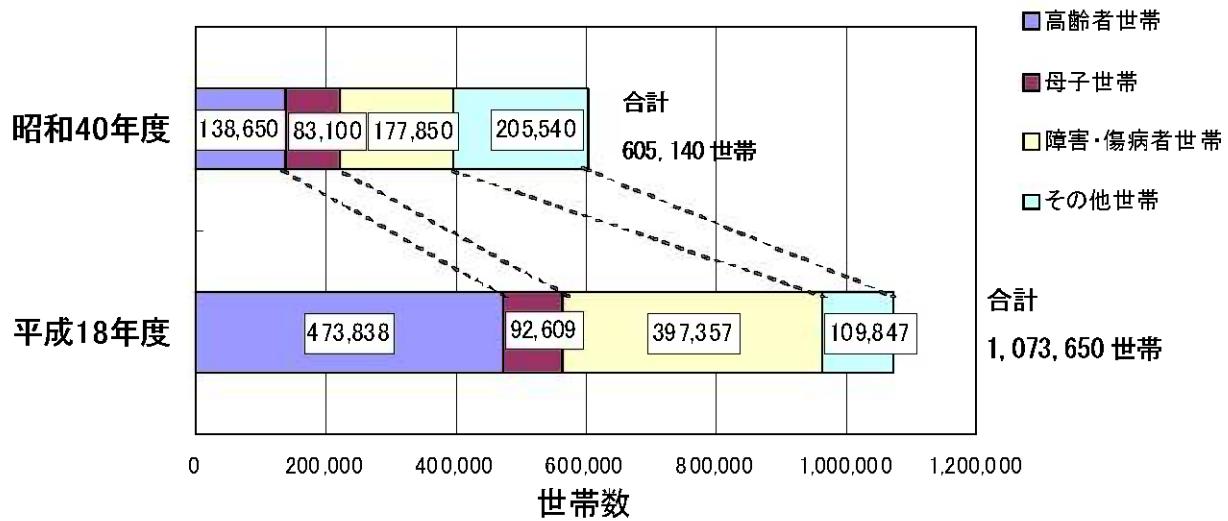
被保護者等の推移

(単位:世帯、人、千円、%)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
保護世帯数	15,439	16,169	16,686	17,103	17,394
(対前年度伸率)	8.6	4.7	3.2	2.5	1.7
保護人員	21,672	22,869	23,578	24,032	24,303
(対前年度伸率)	9.1	5.5	3.1	1.9	1.1
決算額	40,313,312	41,983,574	42,844,799	43,411,053	43,298,675
(対前年度伸率)	8.7	4.1	2.1	1.3	△0.3

※ 世帯数及び人員は年度の平均値としている。平成 19 年度の決算額は見込額。

世帯類型別保護者世帯数の推移（全国）



この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保護指導課 TEL 044-200-2643

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する措置について

就労形態の多様化や核家族化が進行していることなどを背景として、放課後、児童が安全かつ安心して過ごすことができる社会環境の整備を重要な課題として捉え、取組を推進しております。

川崎市がこれまで実施してきた留守家庭児事業(放課後児童健全育成事業)では、施設の利用を希望するすべての市民の方々に応えることができないという課題を解決するため、従来の留守家庭児事業の機能を包括する、全児童を対象とした放課後対策事業である「わくわくプラザ事業」を国に先駆けて平成15年4月からすべての公立小学校の敷地内で実施しております。

国においても、平成19年度から厚生労働省、文部科学省連携の下、総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設し、その推進を図っているところですが、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る要件は、これまでと同様に留守家庭児のみを対象としており、すべての児童を対象とした事業を併せて行う場合には留守家庭児のために間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならないとの要件があるため、「わくわくプラザ事業」において、この要件を満たさない施設は国庫補助金を受けることができておりません。

少子化の流れの中で、特に都市部における放課後対策は、留守家庭児のみを対象とした事業だけでは不十分であり、全ての小学生を対象としてその健全な育成を図るべきものですので、地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、国庫補助制度の要件を緩和するよう要請いたします。

全児童を対象とし、小学校の敷地内で実施している本市の「わくわくプラザ事業」は、平成19年度から実施された「放課後子どもプラン」の目的である、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを国に先駆けて推進してきたものであり、放課後児童健全育成事業の趣旨である「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対する放課後対策」を包括していることから、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る取扱いの緩和を図ること。

放課後児童健全育成事業国庫補助の推移

	平成14年度 (実績)	平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (実績)	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (見込み)
事業名	留守家庭児事業 (H15.3.31事業終了)	わくわくプラザ事業 (H15.4.1事業開始)	わくわくプラザ事業	わくわくプラザ事業	わくわくプラザ事業	わくわくプラザ事業	わくわくプラザ事業
対象児童	小学校1～3年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生
設置数	市内115か所	市内114か所	市内114か所	市内114か所	市内114か所	市内114か所	市内115か所
登録児童数 (定員4,530人)	4,175人 平成14年5月現在	33,187人 平成15年5月現在	26,154人 平成16年5月現在	26,037人 平成17年5月現在	27,498人 平成18年5月現在	28,305人 平成19年5月現在	30,983人 平成20年3月現在
利用人員 (1か所あたり)	平均 28.9人	平均 68.5人	平均 58.7人	平均 59.0人	平均 61.4人	平均 64.7人	平均 43.1人
予決算額	973,293千円	974,651千円	1,162,406千円	945,204千円	1,076,406千円	1,067,400千円	1,064,589千円
国庫補助額 (対象施設数)	86,849千円 (114か所)	39,810千円 (56か所)	40,964千円 (56か所)	49,252千円 (66か所)	48,708千円 (64か所)	62,193千円 (68か所)	94,375千円 (75か所) 交付申請予定

すべての小学生を対象とし、留守家庭児事業を包括する「わくわくプラザ事業」を開始したことにより、国庫補助金額が前年比54%減となった。

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課 TEL 044-200-2668

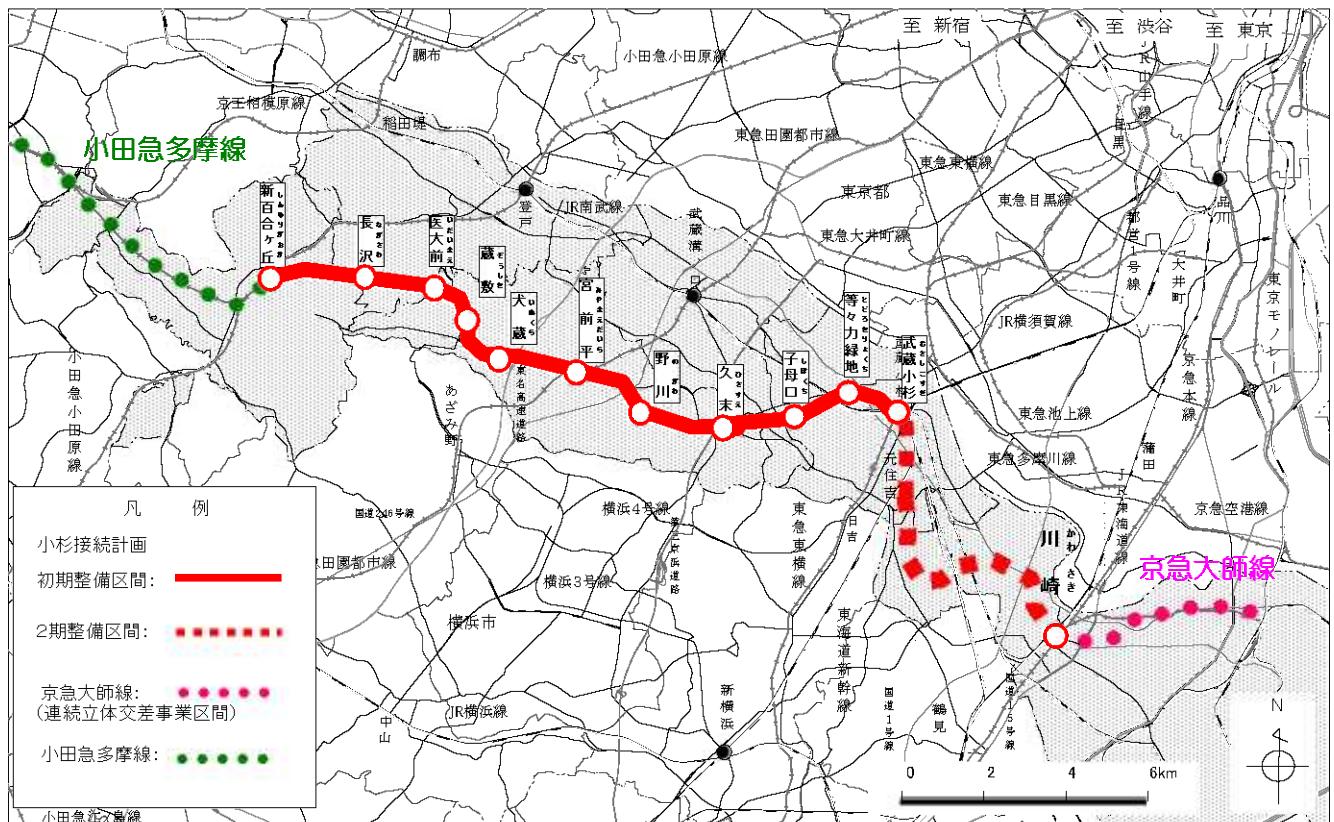
川崎縦貫高速鉄道線整備事業に対する 財政支援について

川崎縦貫高速鉄道線は、川崎市における重要な社会基盤となるものであり、市内の主要な都市拠点を結ぶ広域交通幹線網を形成することで、鉄道不便地域の改善や既存鉄道の混雑緩和など様々な整備効果が期待されています。

また、東海道新幹線品川新駅の開業や新横浜駅の機能強化、湘南新宿ラインの開設、羽田空港の国際化など、本市を取り巻く状況が大きく変化するなか、首都圏における広域鉄道ネットワークを形成・拡充し、速達性の向上に大きく寄与する本路線の整備意義と必要性は、さらに高まっております。

こうしたことから、駅周辺再開発事業が着実に進展し、JR横須賀線新駅の設置や公共施設の再配置など、拠点性が大きく向上している武藏小杉駅に接続する計画で、早期事業化を図っていきますので、川崎縦貫高速鉄道線整備事業（新百合ヶ丘～武藏小杉）に対する特段の支援を要請いたします。

川崎縦貫高速鉄道線 路線計画図



この要請文の担当課 / 交通局高速鉄道建設本部財務担当 TEL 044-200-2468

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備に対する財政措置について

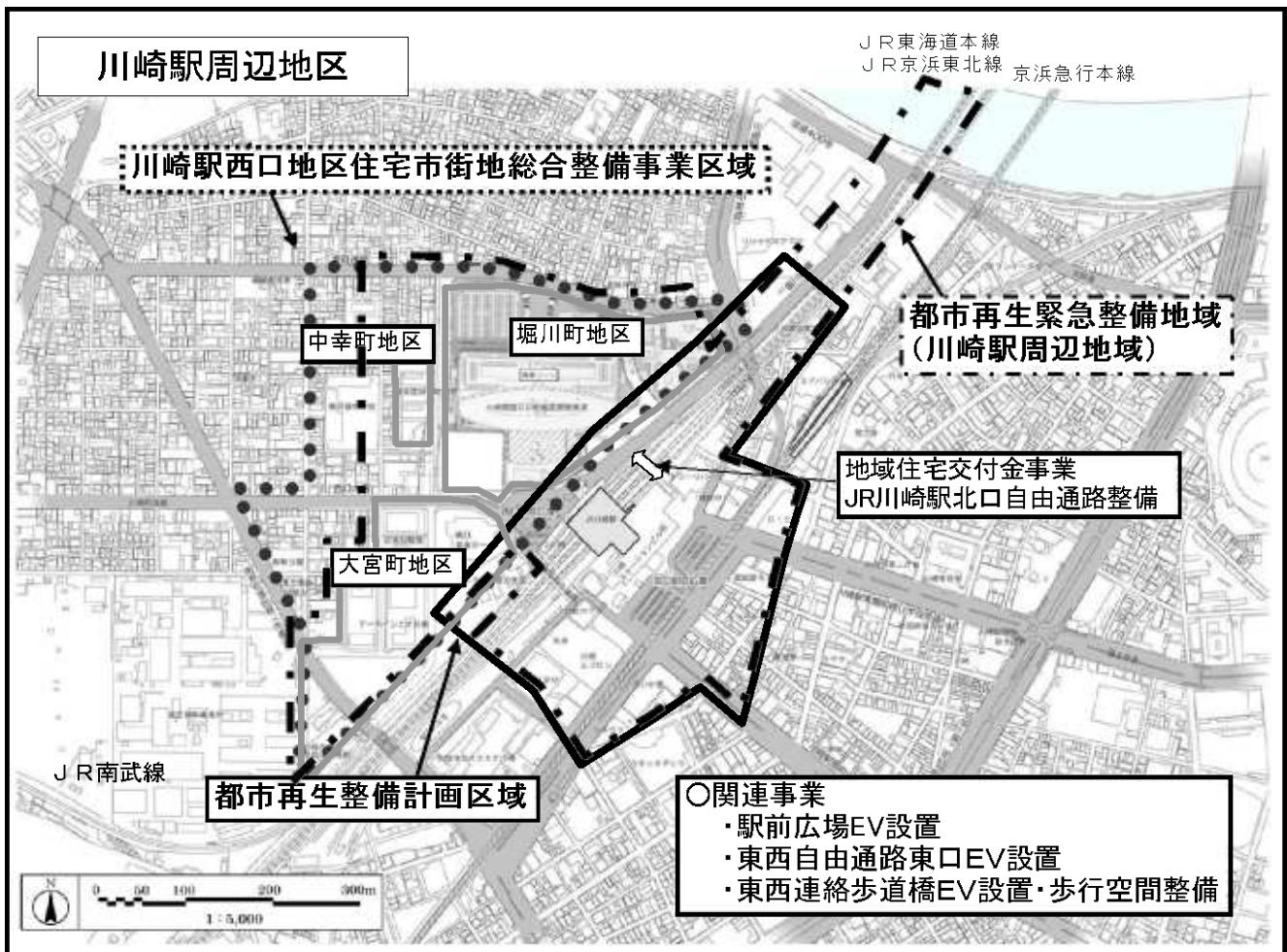
川崎市は、総合計画において、持続型社会を形成する広域調和・地域連携型の都市構造を目指しており、川崎駅周辺地区につきましては、広域拠点として位置付け、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めております。

川崎駅周辺地区は、都市再生緊急整備地域に指定され、市街地の活性化やにぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を進めています。

当地区については、既存の高い商業・業務機能の集積を活かしながら川崎市の中心的な広域拠点として、その機能強化を推進しており、あわせて、駅東西の回遊性・利便性の向上やバリアフリー化等を目指し、民間のまちづくり活動と連携・協働しながら、都市再生を進めていますが、厳しい財政環境の中、公共施設整備に多大な事業費を要することから、まちづくり交付金や地域住宅交付金等を活用しながら、東口駅前広場の再編や北口自由通路等の整備事業を推進しております。

つきましては、次の事項について要請いたします。

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。



この要請文の担当課	/	まちづくり局総務部企画課	TEL 044-200-2705
		まちづくり局市街地開発都市街地整備推進課	TEL 044-200-3009
		まちづくり局計画部交通計画課	TEL 044-200-2760

小杉駅周辺地区のまちづくりに対する 財政措置について

川崎市では、平成17年3月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において小杉駅周辺地区を広域拠点として位置付け、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型居住等の機能が集積した魅力ある拠点形成を図るため、重点的にまちづくりを進めております。

この小杉駅周辺地区は、市民や事業者、行政の連携・協働により、まちづくりを適切に誘導するとともに、都市基盤の整備や公共公益施設の再配置、拠点機能の強化を進めております。

駅に近接した4地区（武蔵小杉駅南口地区西街区、武蔵小杉駅南口地区東街区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区）では、市街地再開発事業を推進しており、各地区の事業において、段階的に都市基盤等を整備することにより、一体的かつ総合的なまちづくりを進めています。

さらに、新幹線や空港など全国的な幹線路への連絡性や都心方面への交通機能の強化により都市機能の向上を図るために、横須賀線武蔵小杉新駅の整備を推進しております。

いずれも多大な事業費を要することから、まちづくり交付金等を活用しながら事業を推進しております。

つきましては、次の事項について要請いたします。

各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

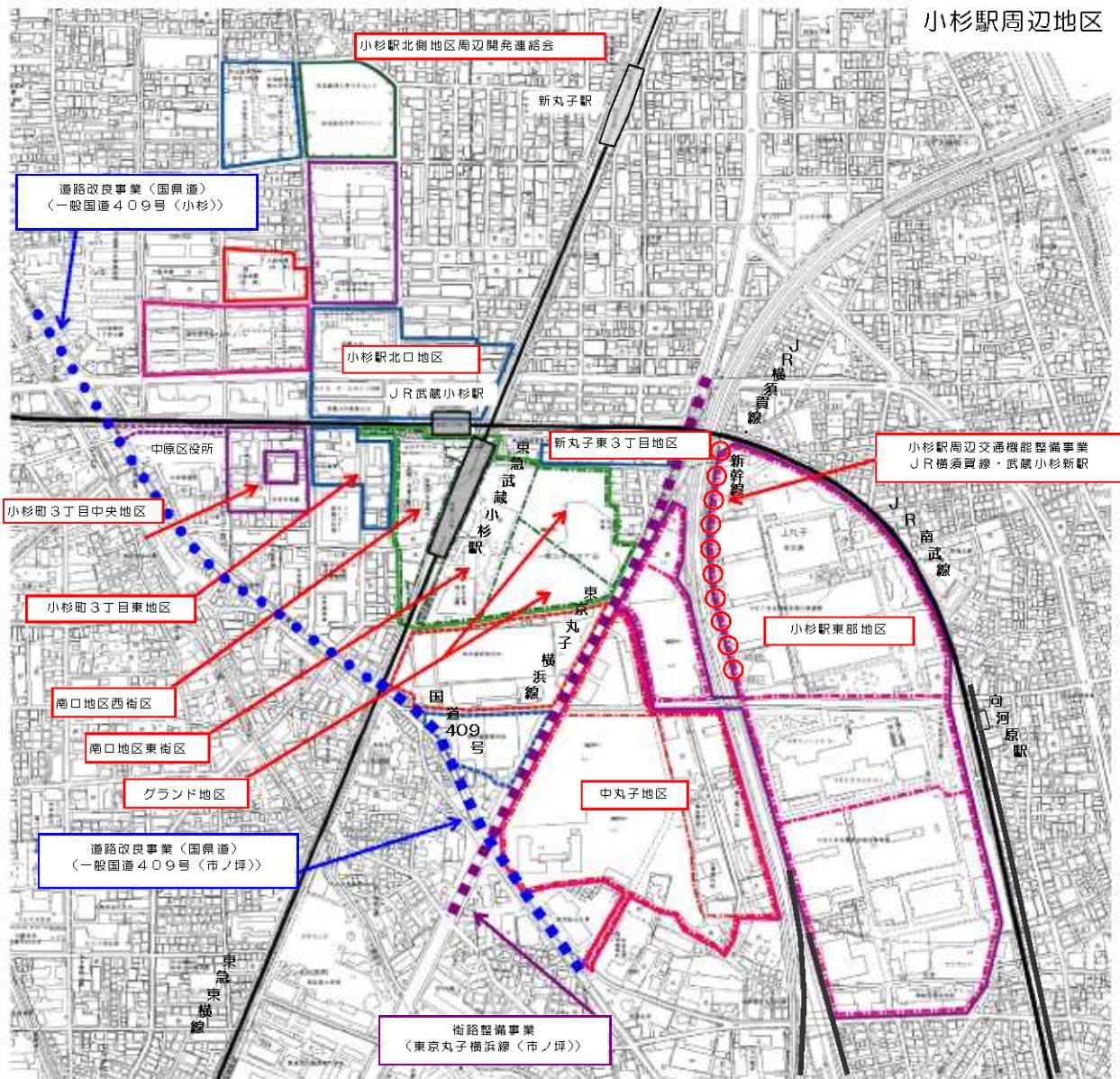


図1 JR横須賀線武藏小杉新駅
南側鳥瞰



図2 市街地再開発事業
武藏小杉駅南口地区西街区



武藏小杉駅南口地区東街区

小杉駅3丁目中央地区



この要請文の担当課／まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室

(新駅整備担当) T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 3 0 3 9

(拠点整備担当) T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 2 7 4 1

臨海部再編整備の推進について

川崎臨海部を含む京浜臨海部地域については、本市の首都圏における地理的優位性や高度な産業集積などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換、企業活動の活性化により、土地利用転換が活発化しています。

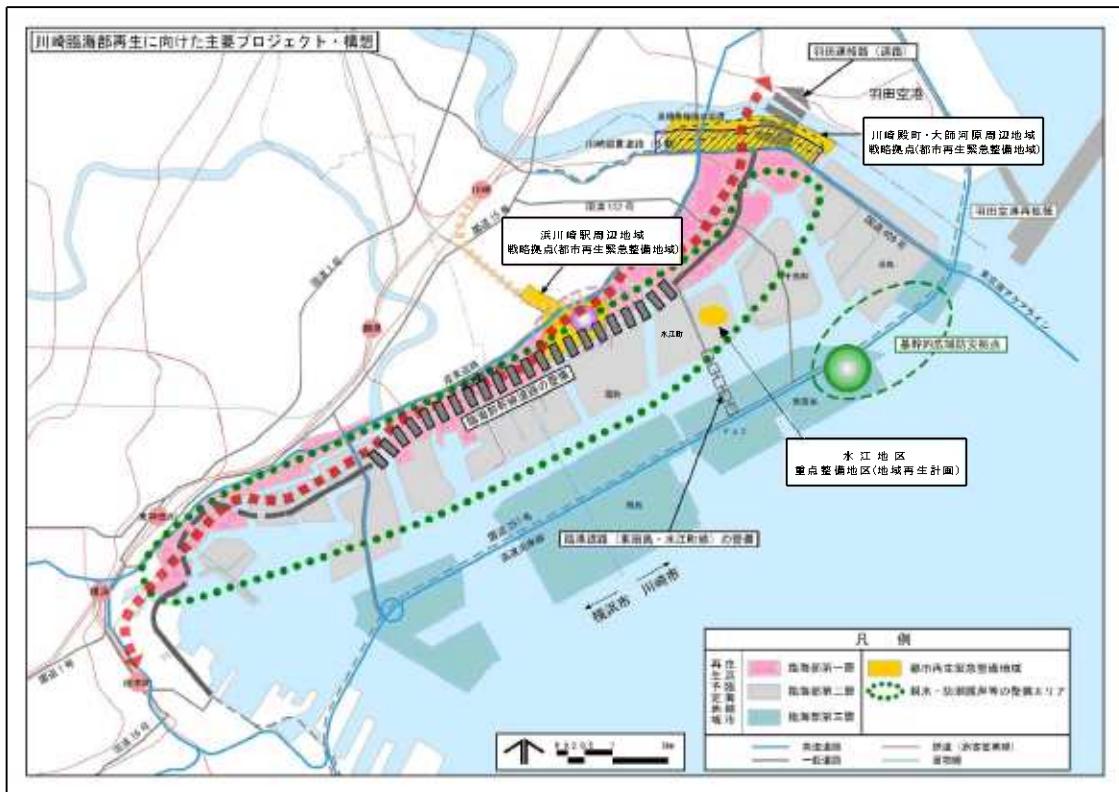
川崎市では、こうした川崎臨海部の立地企業の動向を的確に把握するとともに情報の管理・分析を行い、土地利用を誘導するための指針である「土地利用誘導ガイドライン」と地区別の課題解決に資する「地区別カルテ」を策定し、これらを活用した川崎臨海部における戦略的マネジメントを展開することにより、既存企業の活性化や新規企業の立地誘導を進め、川崎臨海部の活性化に取り組みます。一方、交通ネットワークの基盤整備の検討・調査もさらに進め、川崎臨海部の持続的な発展を促進します。

特に、臨海部の再生を先導する戦略拠点として都市再生緊急整備地域の「川崎殿町・大師河原地域」、「浜川崎駅周辺地域」を、また地域再生計画に基づく重点整備地区として「水江地区」をそれぞれ位置付けて、国際競争力のある環境・エネルギー・ライフサイエンス分野など先端産業の創出・集積に向けた立地誘導を進めます。

経済のグローバル化とともに地球温暖化問題への取組が求められている現在において、長年公害問題に取り組んできた川崎臨海部が大きく変貌した姿やそのものとなる技術力を世界に広く発信するとともに、川崎臨海部を中心に先端技術産業や研究開発機関が集積することにより、さらなる技術開発の相乗効果につながることを考えております。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

- 1 川崎臨海部における土地利用誘導を図る戦略的マネジメントを展開して、多様な手法による先端産業の創出・集積を図るため、必要な措置を図ること。
- 2 川崎臨海部内の交通アクセスの向上とともに、「神奈川口構想」による効果を首都圏全体に波及させるため、道路網や鉄道など、総合的交通ネットワークの整備・充実について、必要な措置を図ること。
- 3 地球温暖化問題に対する国際貢献に資するため、川崎臨海部を中心とした日本の技術力を世界に発信していく取組を積極的に推進すること。



この要請文の担当／総合企画局臨海部活性化推進室 TEL 044-200-2075

羽田空港の再拡張・国際化を見据えた 神奈川口構想の実現について

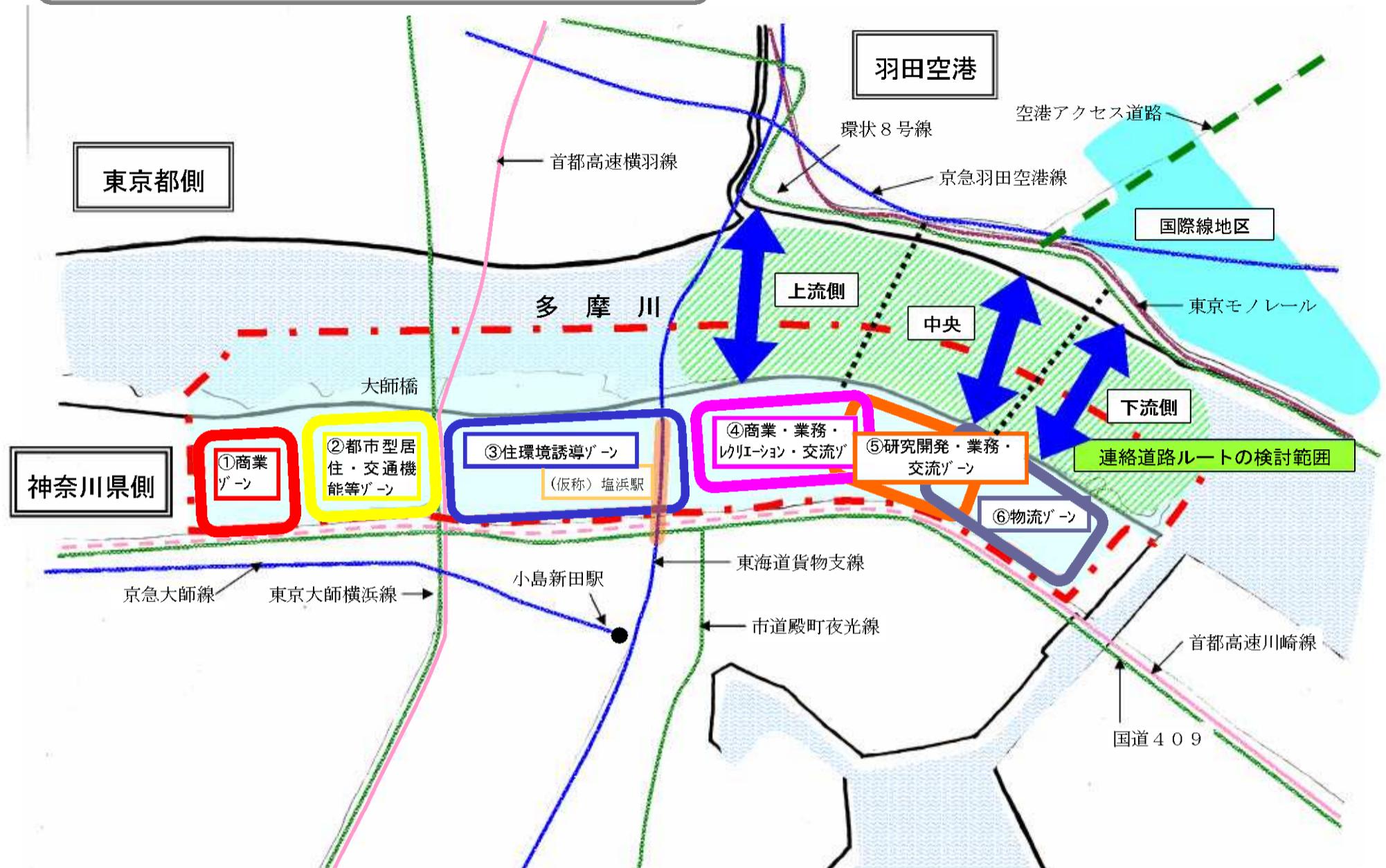
羽田空港再拡張・国際化は、本市市民が海外渡航する際の利便性向上のみならず、京浜臨海部の再生をはじめ地域経済の活性化に大きく寄与することが期待され、また、世界における経済的な結びつきが深まる中、我が国の国際競争力強化の観点からも、着実な推進や、より一層の国際化が望まれています。

このような再拡張・国際化に伴う効果を最大限発揮させ、川崎臨海部の活性化に資するだけでなく、首都圏や我が国全体の経済の活性化につながる「神奈川口構想」の実現に向け、神奈川方面からの空港アクセスの改善のための連絡道路の整備など、国及び関係自治体などと連携して取り組んでおります。

つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 平成22年10月までに確実に新設滑走路が供用開始されるよう、国際線地区の整備も含め再拡張事業を着実に推進すること。
- 2 騒音などによる周辺環境への影響に十分配慮した措置を講じるとともに、就航範囲の拡大など、羽田空港の国際線機能の一層の充実に向けた取組を推進すること。
- 3 神奈川口構想の実現に向けた「神奈川口構想に関する協議会」での検討事項を早期に具体化するよう、国の主体的な取組を積極的に進めること。特に、羽田空港との連絡道路の整備については、広域的な道路ネットワークの形成への寄与、交通機能上の課題や設計上の制約などを踏まえて、ルート・構造の絞り込みに向けての検討を行うとともに、国直轄事業による連絡道路の整備等、神奈川方面からの空港アクセスの改善に向けての取組を積極的に行うこと。
- 4 神奈川口構想に対応した土地利用等を進めていくため、都市再生総合整備事業の特定地区に指定している塩浜周辺地区について、今後、事業実施段階に応じて特段の配慮を図ること。

神奈川口構想検討図



●連絡道路の想定ルート (想定ルートは「第2回京浜臨海部基盤施設検討会」(平成20年2月)公表資料から抜粋)

ルート帯	特長
上流側 ←→	羽田空港と川崎側の京浜臨海地域との交通軸を強化しつつ、大田区をはじめとする市街地の通過交通を分担する事も考慮した案
中央 ←→	羽田空港のターミナルと川崎側の京浜臨海地域との交通軸の強化を考慮した案
下流側 ←→	交通軸強化の観点以上に、連絡道路と空港跡地利用などとの競合を最小限にすることを優先した案

●塩浜周辺地区の整備 (土地利用ゾーニングは「塩浜周辺地区整備計画(案)」(平成16年度)から抜粋)

土地利用ゾーニング	導入を目指す機能
①商業ゾーン	商業・業務機能が立地する拠点形成を図る
②都市型居住・交通機能等ゾーン	良好な住環境の形成を図る
③住環境ゾーン	良好な住環境の誘導を図る
④商業・業務・レクリエーション・交流ゾーン	商業・業務・レクリエーション・交流機能を中心とした複合機能の導入を図る
⑤研究開発・業務・交流ゾーン	空港関連の機能や研究開発・業務機能の導入を図る
⑥物流(流通加工)ゾーン	物流機能を中心とし、地区への集客を担う商業機能などの導入を図る

この要請文の担当／総合企画局臨海部活性化推進室 TEL 044-200-2075

まちづくり局神奈川口推進室 TEL 044-200-2548

成人ぜん息患者医療費助成事業に 対する措置について

平成19年8月に自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出をめぐる東京大気汚染訴訟が和解しました。和解に際し、東京都と国との間で政治決着が図られ、東京都が提案した都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が、公害健康被害予防事業基金から予防事業として60億円の助成を受け、創設される予定です。

一方、東京都に隣接する川崎市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的にした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を川崎市の独自事業として実施しております。

国は、平成20年度の新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設されました。

川崎市が実施している事業は、国が新たに創設された事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えております。

つきましては、自治体支援への公平性の観点からも次の事項について要請いたします。

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

気管支ぜん息医療費助成制度比較

区分	東京都案（平成20年8月創設予定）	川崎市（平成19年1月発足）
対象地域	都内全域	市内全域
対象疾病	気管支ぜん息	気管支ぜん息
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・現に上記疾病にかかっている者 ・東京都に引き続き一年以上住所を有する18歳以上の者 ・医療保険各法により医療に関する給付が行われる者 ・公健法・都条例等による認定者を除く ・喫煙者を除く <p>※都の大気汚染健康障害者医療費助成条例に準拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現に上記疾病にかかっている者 ・川崎市に引き続き三年以上住所を有する20歳以上の者 ・医療保険各法により医療に関する給付が行われる者 ・公健法・市条例等による認定者を除く ・喫煙者を除く
助成範囲	本人負担分を全額助成	本人負担分の一部を助成
所得制限	所得制限なし	所得制限なし
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・助成総額 約40億円/年 (5年で200億) ・負担割合 都(1/3)、国(1/3) 首都高(1/6) メーカー(1/6) ・別に制度運営経費が必要 (※国の見解→東京都が実施する公害健康被害予防事業に対して拠出する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費総額 約9千百万円/年 ・負担割合 市（全額） <p>※上記金額には制度運営経費を含む</p>
期間	<p>本制度の枠組みは5年間維持し、5年後に検証のうえ、見直しを実施</p> <p>※検証事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大気汚染の改善状況と患者発生状況 ②環境省の「そらプロジェクト」による疫学調査報告(H22) ③医療・保険制度等の社会経済動向 	定めはなし
認定審査	認定審査を実施	認定審査を実施

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療部環境保健課 TEL 044-200-2435